

受入れ高校で必要な対応

- ① 受入者の決定（又は受入できない旨の決定）及び通知書の作成
- ② 体験事業の実施（感染症対策を徹底した上で実施してください）
- ③ 回収したアンケートの提出及び実施報告

（１）受入者の決定及び通知書の作成

- ・ 中高生→県→高校という流れで参加申し込みを行います。
（中学生・高校生から、県への申込期限は6月17日（金）です。）
- ・ 高校→県→中高生という流れで決定の通知をしますので、県から依頼するとおりの手順で、決定した受入者、日時、集合時間、服装や食事など体験当日に必要な情報について記載した「参加決定通知書」を作成し、県へ提出してください。（提出期限7月1日（金））

（２）ボランティア行事用保険への加入

- ・ 県でボランティア行事用保険に加入します。（ただし、すでに高校等で加入している保険で対応する場合には、そちらを適用していただいてもかまいませんので、その旨ご連絡ください。）

（３）体験事業の実施

- ・ 体験事業を行う前には、参加者に対してオリエンテーションを行ってください。（注意すべき点、タイムスケジュールなど）
- ・ 体験事業は、高校外で行うものについても、集合や解散の場所は高校としてください。
- ・ 体験終了後は、アンケートを参加者に記入してもらってください。

（４）回収したアンケートの提出及び実施報告

- ・ 参加者から回収したアンケートについてはとりまとめて実施報告と併せて県へ提出してください。

(5) その他

- ・体験事業の関係資料については、島根県高齢者福祉課のホームページへも掲載しております。

(アドレス)

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kourei_sien/kouentou/taiken.html)

- ・その他、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

(6) 書類提出先及び問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護保険・介護人材スタッフ (担当：藤森)

〒690-8501 松江市殿町1番地 (第二分庁舎)

T E L : 0852-22-5717 F A X : 0852-22-5238

メールアドレス : fujimori-yuriko@pref.shimane.lg.jp